

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳴門市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人うずしお保育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 1

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	吉田 世津子	三石 定男	三石 民子
	友枝 守彦	森口 功	森口 幸一
監 事	濱川 芳満	長町 委伸	

附 則 2

平成14年 4月12日改正

平成17年 9月30日改正

平成19年 5月21日改正

平成21年 4月 3日改正

附 則 3

この定款は平成29年4月1日より施行する。